資料２

福山駅前広場デザイン・運営検討会議設置要綱

（目的）

第１条　福山駅前広場（以下「駅前広場」という。）の再整備にあたり、乗り換えやすさを確保しながら、居心地が良く、人が集い、楽しみが生まれる駅前広場の空間デザイン及び管理運営のあり方について、専門的な見地から議論を行うため、福山駅前広場デザイン・運営検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 駅前広場における施設の配置、規模及び動線並びに空間デザイン等に関すること。

(2) 駅前広場の管理運営スキーム、管理運営者の選定方法及び利活用ルール等に関すること。

(3) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　検討会議は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 第１条に規定する目的を達成するために市長が必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は、所掌事項が終了するまでの期間とする。

（会議）

第５条　検討会議の会議は、市長が招集する。

２　会議は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

３　市長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（座長）

第６条　検討会議に、座長を置くものとし、委員のうちから市長が指名する。

２　座長は、検討会議の会議を進行する。

（事務局）

第７条　検討会議の事務局は、企画財政局福山駅周辺再生推進部福山駅周辺再生推進課に置く。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、２０２６年（令和８年）１０月１５日から施行する。